

意見書案第3号

公営競技納付金制度の廃止に関する意見書について

公営競技納付金制度の廃止に関する意見書を別紙のとおり、総務大臣へ提出するものとする。

令和6年12月18日提出

尼崎市議会議員	前	迫	直	美
同	松	岡	洋	司
同	都	築	徳	昭
同	藤	野	勝	利
同	中	尾	健	一
同	林		久	博
同	川	崎	敏	美

(別 紙)

公営競技納付金制度の廃止に関する意見書

モーターボート競走事業施行者は、健全な事業運営を実現するために不断の努力を続けており、各種業務効率化による開催経費の削減等、諸施策を積極的に推進し、事業の安定性を確保するために全力を尽くしているところです。

公営競技納付金制度は、昭和45年度に創設されたものであり、これは、当時、公営競技の収益が著しい増加を示し、公営競技を実施する施行団体と非施行団体との行政水準・財政力の不均衡が問題となったため、公営競技収益の均てん化を目的に、10年間の時限措置として導入されたものでありますが、その後、累次にわたり期限延長され続けている状況です。

地方公共団体の社会資本整備のための貸付利率の利下げ財源として、モーターボート競走事業施行者が、今までに地方公共団体金融機構に納付した金額は、約6千億円にものぼり、他の公営競技施行者のものを含めた地方公共団体健全化基金積立金額は、約9千億円以上と膨大な金額となっております。そして、更にここ数年は、基金への積立も行われるなど、十分に所期の目的は達せられたと考えられます。

今後も健全な事業経営のために、ポートレース場等の大規模施設改善や、大規模災害への備え等に係る内部留保の拡充を行う必要があるほか、ギャンブル等依存症対策や、カーボンニュートラルなどといった新たな社会課題に対応する事業費の確保も必要となってきております。

よって政府におかれては、公営競技納付金制度を廃止するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月 日

尼崎市議会議長

北村保子

様

総務大臣 村上誠一郎